



節税対策一覧『消費税編』

消費税の節税というのはかなり難しいものですが、どのような場合に節税となるかをぜひこの機会にご確認ください。

◎消費税等節税対策検討シート

テーマ	課税方式	効果		資金	注意点
		スポット	継続	支出	
A 課税仕入関連の対策					
<input type="checkbox"/> 在庫の積み増し	本則のみ	●		○	販売される必要はない。
<input type="checkbox"/> 固定資産の前倒し取得	本則のみ	●		○	土地を除く。
<input type="checkbox"/> 社内人件費から外注費へのシフト	本則のみ		●	△	外注費へシフトしても、税込み支払総額が不変であることが前提。外注費と給与との区分に注意。
<input type="checkbox"/> 諸経費の前倒し支出	本則のみ	●		○	前払いとなるものは効果なし。
<input type="checkbox"/> 未払経費の計上	本則のみ		●	×	未払であっても課税仕入れとすることができる。
B 課税売上関連の対策					
<input type="checkbox"/> 非課税取引を別会社へ移管			●	×	課税売上割合が上昇し、引き算できる消費税が増える。
<input type="checkbox"/> 会社設立による分社化		●		×	2年間は免税。(ただし、資本金1,000万円未満)
C 消費税計算方式の選択					
<input type="checkbox"/> 本則課税と簡易課税の比較検討	本則、簡易		●	×	有利・不利判定。変更は期首までに届出要。簡易課税は選択後2年間継続適用。
<input type="checkbox"/> 免税と本則課税の比較検討	本則、免税		●	×	有利・不利判定。変更は期首までに届出要。課税事業者は選択後2年間継続適用。
<input type="checkbox"/> 事業区分別に売上を明確に区分	簡易のみ		●	×	金額によっては、消費税額を有利に計算する権利を選択可。
<input type="checkbox"/> 課税仕入取引について課税売上との対応(課税区分)を細かく処理	本則のみ		●	×	非課税売上が多い場合には、個別対応方式を選択でき、有利な計算方式を選択することができる。